

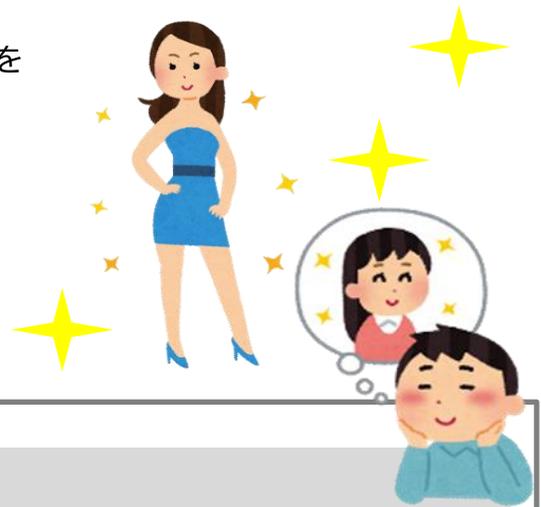
# しとく 知っ得！かしこい消費者

【編集・発行】台東区 区民部くらしの相談課消費者担当 ☎03-5246-1144

## 転売チケットのトラブルに注意しましょう！

★ 自分の好きなアーティストやグループ(=”推し”)を応援する「推し活」が流行っています。

コンサートやイベントに参加するためインターネット通販でチケットを購入したが、「転売チケット」だったため、入場できなかった等のトラブルが増えています。



### 相談事例

友人と2人で”推し”のライブを見に行くため、ネットでチケットを申し込んだ。検索サイトで検索結果の一番上に表示されたサイトが公式のサイトだと思っていたが、定価8000円のはずが、2枚で2万6000円もした。親に相談すると、申し込んだのは転売仲介サイトだったことが分かった。

公式サイトには「転売仲介サイトで購入したチケットでは入場できません」と書かれていた。

### 問題点

- 検索結果の上部に表示された転売仲介サイトの広告を、公式チケット販売サイトだと勘違いしてしまった。
- 一見、公式サイトのように見えるので「転売仲介サイト」であることに気づかず購入してしまった。
- 転売チケットでは入場できない場合が多い。
- 正規価格より高額で販売されている。

不正転売は禁止です！

不正転売とは

主催者に同意を得ずに  
くり返して定価を超える  
価格で転売する行為を  
いいます。



## 「チケット不正転売禁止法」とは？

コンサートやスポーツ大会のチケットを転売すること自体は違法ではありませんが、

「高額転売」は禁止です！

「チケット不正転売禁止法」は、国内で行われる映画、音楽、芸能、スポーツ

イベントのチケットのうち、主催者の同意のない有償譲渡(=売買)が禁止

されている座席指定チケット(=※特定興行入場券)の不正転売等を禁止する法律です。

注意：転売者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金またはその両方が課せられる場合があります！



### ※特定興行入場券とは…？

① チケットに「不正転売を禁止する」と書かれている。

② 興行の日時、場所、座席等が指定されている。

③ 購入者の氏名、連絡先を確認する手段が取られており、そのことがチケットに書かれている。

## トラブルをさけるためチケットは公式サイトで買いましょう



### ニセサイトに注意！

サイト運営事業者の所在地や連絡先を確かめましょう。

### 全ての転売チケットが不正とは限りません



チケットの利用条件を前もって確認しておくことが重要です。

### ネット通販は通信販売です



クーリング・オフの適用はありません。キャンセル、取り消し、返品ができるかどうかはサイト内の規約によります。

### フリマサイトや SNS も気を付けよう

個人間でやり取りして購入したチケットも転売チケットに該当する可能性があり、また、チケットが送られてこないトラブル等もあります。

## Q:急用ができて行けなくなった場合はどうしたらいい？

A:主催者の同意を得ている公式のリセールサイトを利用すれば、「不正転売」にはあたりません。

※チケットによっては、リセール対象外の場合がありますので、事前に確認しましょう。

# 台東区消費生活センター

トラブルにあったときは、早めにご相談ください！

相談専用電話  
受付時間

03-5246-1133  
月～金曜日 9～16時  
(祝日、年末年始除く)

